

平成15年厚岸町議会第3回定例会		
平成14年度企業会計決算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成15年9月16日	
招 集 場 所	厚 岸 町 役 場 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年9月17日 午後 2時12分
	閉 会	平成15年9月17日 午後 5時53分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	鹿 野 昇	○
9	松 岡 安 次	○			
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	病 院 事 務 長	古 川 福 一
助 役	大 沼 隆	特別養護老人	藤 田 稔
収 入 役	黒 田 庄 司	ホーム施設長	
総 務 課 長	田 辺 正 保	デイサービス	玉 田 勝 幸
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	センター施設長	
まちづくり 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	監 査 委 員	今 村 實
		監査事務局長	阿 野 幸 男
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教委管理課長	柿 崎 修 一
保健福祉課長	大 平 裕 一	教 委 生 涯	松 浦 正 之
環境政策課長	松 澤 武 夫	学 習 課 長	
農 政 課 長	西 野 清	教 委 体 育	大 野 繁 嗣
水 産 課 長	大 崎 広 也	振 興 課 長	
商工観光課長	高 根 行 晴	農委事務局長	藤 田 稔
建 設 課 長	北 村 誠	病院事務次長	林 讓 治
水 道 課 長	山 崎 国 雄	病院総務係長	須 佐 祐 吉

委 員 長	ただいまから企業会計決算審査特別委員会を開会いたします。 開会時刻 1 4 時 1 2 分
委 員 長	これより直ちに審査に入ります。 審査の進め方につきましては、款項をもとに進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
委 員 長	異議なしと認め、款項をもとに進めてまいります。 初めに、認定第 1 号 平成14年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。 決算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。 款項ごとに進めてまいります。 第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益。 ございませんか。 12番、谷口委員。
1 2 番	給水収益でちょっとお伺いいたしたいんですが、今回いただいている資料を見ますと、尾幌簡易水道と尾幌の農業用水道の収益がかなり減っているというふうに思うんですが、それと団体用というのは、これは何でしたっけ、ちょっと教えていただきたいんですが。
委 員 長	水道課長。
水道課長	まず、団体用でございますけれども、これらにつきましては事務所等がございます。それらを一般家庭と分けて団体用となっております。 さらに尾幌の簡易水道、さらには農業用水道の関係でございますけれども、これらにつきましては、尾幌地区については年々使用水量が落ちてきているということもございます。したがって、これらでもって、気候の関係もございましょうけれども、それらによっても影響がなされているのではないかなと思っております。
委 員 長	12番、谷口委員。
1 2 番	そうするとあれですか、この団体用というのは、事務所等の給水ということになると。そうすると、そういう事務所なんかがどんどん減ってきているということなんでしょうか。

	それから、尾幌の簡易水道が大幅に減っていますよね。そうすると、これは、例えば尾幌の人口が相当何戸も減ってしまったということからこういうことになっているのか、その辺ではどうなんですか。総水量と有収率といいますか、その辺ではどうなんでしょうか。
委 員 長	水道課長。
水道課長	まず、団体用の区分けでございますけれども、事務所、さらには町の施設でいいますと集会所、そういうものも団体用になっております。 団体用は20トンまで幾らという料金体系になっておりますので、それらにつきまして、団体を使わないところについては、2カ月に1トン程度しか使わなくても4,000 幾ら取られますので、それで休止をかけるだとかそういう手法を皆さんとっている場合もございます。 したがいまして、我々もこれ、将来的には料金の改定等に入り込まなければならぬときには、今の20トンというのを逆に5トンだとか10トンだとかと、そういう細分化も必要でないのかなということで今考えております。 尾幌の簡易水道の関係ですけれども、これにつきましては、給水人口等についてはほとんど動きがございません。ただ、使用水量が大幅に、皆さん節水等をしているのかどうかわかりませんが、落ち込んでいるというような状況下でございます。
委 員 長	よろしいですか。 ほかにございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、支出に入ります。 第1款水道事業費用、第1項営業費用。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第2項営業外費用、第4項予備費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	次に、2ページに入ります。 資本的収入及び支出、第1款資本的収入、第1項企業債。

	ございませんか。 (な し)
委 員 長	第3項出資金、第4項他会計補助金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第5項工事負担金、第6項補償金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、支出に入ります。 第1款資本的支出、第1項建設改良費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第2項企業債償還金。 14番、田宮委員。
1 4 番	この決算書の最後に企業債の明細書がございます。それで、起債の未償還残高が12億を超える額になっているわけでありますが、ここでお伺いをしたいのは、ごらんになっておわかりのように現在の利率は2分から1分、非常に低金利になってきておりますけれども、一方で、8分であるとか7分であるとか6分であるとか、高利率の未償還起債が残っているわけですね。これは、整備資金の場合は借りがえをなかなか認めない、国債の関係もあつて認めないわけなんです、ここにある公庫資金の場合は、割合その辺が緩やかになっているんじゃないかというふうに思うんですが、この点でのこの借りがえについては、あなたが答えるの、そっちが答えるの。そっちかい。どっちでもいいけれども、答えていただきたいですが。
委 員 長	水道課長。
水道課長	高金利の借換債の問題でございますけれども、これについては、毎年支庁から、公営企業の経営企画室等のところから借換債の取り扱いについてというものが私どもに流れてきています。それにつきましては、金利が7%以上の起債については借りがえを認めますということなんですけれども、問題は、借換債の対象でございますが、これは有収水量1トン当たりの資本費が133円以上、さらには給水原価が183円以上の団体を対象とするということでございます。したがって、その両

方をクリアできなければ借換債の対象にはならないということでございます。

厚岸町はどうなのかといいますと、資本費では 118.5円ですから、これはクリアできます。ただし給水原価が 243.3円ということになりまして、これについては該当しないということになります。したがって、2つともクリアできなければその対象になりませんよということでございますので、厚岸町の場合は給水原価が高くなっているということもございまして、これは対象外ということで私どもも残念だと思っておりますけれども、そういう状況で、借換債の対象にならないということで今まで借換債をしていなかったという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

7%以上の未償還残高というのは幾らになるんですか。

委員 長

水道課長。

水道課長

14年度末まででございますが、6件で 776万 4,197円となっております。

委員 長

よろしいですか。

14番、田宮委員。

14 番

6件でできないでしょう。これ数えたって。22件からでしょう。

委員 長

水道課長。

水道課長

申しわけございません。今のやつは、公営企業の金融公庫資金をもって起こした7%以上の未償還額でございます。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

そのように答弁しないとわからないわけですから。

それで、これは条件緩和をしてもらわないと困ると思うんですね。今になってはもう 700万ぐらいになりましたけれども、公営企業というのは、ご承知のように独立採算なんですよ。採算が合わないにもかかわらず独立採算を押しつけられると。大体水道を営んでいる民間の会社なんてないですよ。採算合わないんですよ、施設にお金がかかって。そうでしょう。水道管の延長長いわけですから。だから、これは市町村が公的にやらなければ、やれない。採算を度外視してやらざるを得ない事業です。だって、人間の命と健康にかかわる大事なものですからね。

そうしておきながら、この政府資金も何だかんだ言って全然借りかえを認めようとしない。本町では、都市銀行の分については借りかえをやりましたよね。残って

	いるのはこれなんです。これは病院もそうなんですけれども、その点についてお考えがございますか。
委 員 長	行財政課長。
行 財 政 課 長	今ご指摘のとおり、政府資金、公庫資金につきまして、財投資金ということで、基本的には借りがえが認められないという状況にあります。ただ、町の財政が逼迫した段階においては、再建団体とかそういう準用再建団体となった段階においては、そういう部分も認められる部分もあるんですけれども、基本的には、健全財政を維持している中では認められていないというのが実態であります。 いずれにいたしましても、過去においての縁故資金、一部共済資金もいわゆるレートの高いのが若干持っております。ですから、この辺の財投の絡む資金についての、こういう厳しい状況ですから借りがえも含めて、特に公営企業については非常に厳しい状況に相なっておりますので、これらについての要望については、今までもしてまいっておりますけれども、なお強くこの辺のことを訴えていかなきゃならないというふうに財政当局としては思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたしたいと思います。
委 員 長	14番、田宮委員。
1 4 番	町長、もう財政が厳しいわけでありますので、強く町村会でも要望しておられるというふうに思うんでありますが、ぜひ強い要望をしていただきたいなというふうに思います。
委 員 長	よろしいですか。 町長。
町 長	水道事業につきまして、今ご指摘ありましたとおり経済性のみが強調されているわけであります。本来は公共の福祉のための水道事業であります。そういう面につきましては、ご指摘のとおり今後とも関係各位に要望事項として強く要請してまいりたい、かようにも考えております。
委 員 長	よろしいですか。 ほかにございませんか。 (な し)
委 員 長	ないようなら、次に進みます。 財務諸表、3ページから8ページまで。

	ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ、次に進みます。 事業報告書、9 ページから16ページまで。 ございませんか。 8 番、音喜多委員。
8 番	事業報告の中で、いわゆる昨年度異臭水対策、薬品だけが13.2%ふえていると。水量に対して薬品が結構上がっている。要は薬を入れれば、この異臭水対策が対応できるのかどうなのか。あるいは末端の方に書いてあるように水質の高度処理、それらを考えて薬品を13.2%もぶち込むと、余りにおいのしない、町民が満足する水ができるのかどうなのか、まずその1点。 それから、2つ目として、ここにも老朽施設ということを書いてございます。我がこの地域は、地震も含めてそういった早急にやらなければならない施設がどの程度あるものなのか。順次やっているんだろうと思うんですが、予算の関係もあるでしょうから、それは計画的なものなんだろうけれども、仮にせんだっての東北の地震やほかの地震なんか見ても、水道水がやられると、もう何をするにしても、この間の大雨でもそうですけれども、災害の復旧には一番手間取ると、水が出ないことにはということ言われています。そういう意味では、我が町が抱えている老朽施設とは、今、担当者として頭の痛いところというか、予算があって、予算の関係があって出せないという問題も抱えているのではないのかなというふうに思うんですが、今、とりあえずというか、把握している範疇はどの程度のものか、その2点について伺いたいと思います。
委 員 長	水道課長。
水道課長	お答えいたします。 異臭水対策の対応ということで、薬品費が13.2%増になっているということでございますけれども、これは、異臭水対策だけの薬品費ではございません。ということは、異臭水についてはほとんどが今の状況では除去できないような状況になっております。それを解消するとなりますと、さらに活性炭の接触時間を長く持たなければならぬということもございます。したがって、今の施設では不足するという内容でありますので、薬品だけがすべてじゃないということでございます。

これらにつきましては、薬品が多くなっているというのは、当然塩素臭もすごく出てくるときがあるんですけども、それらも一緒になっているということでございます。

さらに、2点目の老朽化に対するということでございますが、この浄水場自体が昭和49年に建設されておりまして、今、29年も経過しておりますので、それぞれの施設が老朽化をしています。それらにつきましては、3カ年実施計画等に基づきまして大規模改修等をやりながら施設の維持を図っていくということで、この3年間の間にはほとんどの老朽化施設はある程度までは解消できるなという見通しが立っております。

委員長

8番。

8 番

2点目の浄水場については、浄水場、3カ年計画で改善していくとほぼ解消するということのようです。ただ、1点目の、今の施設ではということは、浄水場が改良されればある程度除去できるのか、あるいは、これは今の設備では除去できないと今、先ほどおっしゃいましたけれども、いわゆる活性炭が生かされないというのか。この水質の高度処理というのか、それは設備によるものなのか、あるいはそういった技術がまだそこまで進んでいないというのか。その中では、今、活性炭の話が出てきたので、ある程度技術が先行しているような気がするんですよ。ただ、設備がそれに対応、今の我が町の持っている設備では対応できないために、これ以上よくしようとしても無理だというふうにお考えですか。

委員長

水道課長。

水道課長

今の浄水場の設備自体が、これ以上の……、今年度の春先はよかったんですけども、昨年、春ですか、相当においがしたということでございます。ただ、これから浄水場が新しくなる段階では、今は砂ろ過で処理しておりますけれども、最近は膜ろ過というのが主流になってきているような状況下でございます。いずれ耐用年数が進んで建設計画がなったときには、恐らく膜ろ過施設を取り入れていかなければならないのかなと。さらには、活性炭の接触時間を長くするために施設も大きなものにしなければならないのかなと。それらでもって相当長い時間活性炭と接触させておきますと、そういう異臭水対策もできるというようなこともあるようでございます。

それで、私ども、どのようにしたら一番いいのかということで、小さい模型を買

いまして、それでどうなの、こうなのということを何回か試験もしております。それらに基づいて、ある程度はやっている状況もございます。

一番いい状況はどこなのかというのをいろいろ試験しながら、薬品の適正な量をもどの程度入れてやっていくのか一番水処理にいい結果が出るのかということで、冬季間、試験をしながら、試行錯誤しながら、それらの薬品費の投入も検討しているという状況でございまして、管内では釧路市、さらには浜中町が一番そういう異臭水対策で皆さん悩んでいるということでございまして、それら近隣の町村とも連絡とりながら、どういう方法がいいのかということで私どもも検討しているということです。

塩素を入れるのも、水をつくる前に塩素を投入してやる方法、それ前処理というんですけれども、そういう方法もありますし、今、私どもは後処理、後塩素ということで、後に塩素を入れているというような状況になっていますので、それらについてもどういう方法がいいのかということで、うちの技術者も一番いい方法を探していこうということでやっています。

高度処理になりますと、完全に今の施設とはまた違うものになろうかなと思っております。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

なければ、次に進みます。

17ページから22ページまでは附属明細書であります。

ございませんか。

(なし)

委員長

ございませんね。

なければ、総体的にございませんか。

(なし)

委員長

それでは、なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり認定することを決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長	なしと認めます。 以上で、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 これで水道は終わります。
委 員 長	次に、認定第2号 平成14年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。 決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。 収益的収入及び支出から進めてまいります。 収益的収入及び支出、第1款病院事業収益、第1項医業収益。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第2項医業外収益。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、支出に入ります。 第1款病院事業費用、第1項医業費用。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第2項医業外費用、第3項予備費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、次に進みます。 資本的収入及び支出、第1款資本的収入、第1項企業債。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第2項補助金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、支出に入ります。 第1款資本的支出、第1項建設改良費。

	ございませんか。 (な し)
委 員 長	第2項企業債償還金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ、次に進みます。 3ページから7ページまで。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	次に、8ページから13ページまで。事業報告書です。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	14ページから19ページまでは附属明細書でございます。 ございませんか。 9番、松岡委員。
9 番	医業費用について、種々伺いいたします。 まず第一に、賃金について伺いします。 前年度対比 718万増の1億 7,785万 6,000円という決算でございます。非常にふえているわけですが、この予算を見ますと、12月の補正予算で出張医賃金として2,227万 8,000円、3月の補正予算で同じ名目で123万 4,000円出している。ところが医業外費用の医療技術員確保対策費について、これについても出張医のあれが、先日の一般質問における室崎議員の一般質問に提出された資料によりますと60万あるいは70万といった費用が出されていますが、この出張医のどうしてこうやって分けてあれするのか。それから、委託料についても、この明細をやはり出していただきたいんですよ。 ということは、あなた方は名義借りはしていないということを言っているわけですが、それをきちっと確かめておかなければならないと思います。そういったことです。このように、今言ったように出張医の費用をあっちに分けこっちに分けやっているということは疑わざるを得ないわけですね。どうして1つの項目でもってそれを出せないのか、そこのあたりの理由もお聞きしたいと思います。

それから、経費の印刷製本費ですが、決算額 442万 4,000円ですね。ところが予算書を調べてみますと、最終予算が 421万 8,000円なんです。予算の方が足りないですね。どうやってこれを支出したのか、このあたりを調査してほしいと思います。

それから、委託料なんですけれども、これもいわゆる名義貸しか何かそういうものに関連しているような気がしてならないものですからお聞きするんですけれども、委託料ですね、3月の補正前までは 5,783万 3,000円だったんです。そして、3月の補正で 548万 1,000円を補正し、最終予算が 6,301万 4,000円になっているんですけれども、実際には3月の補正がしなくても間に合うだけの予算の中でそれを補正しているわけですね、5,757万ですから。3月の補正前の予算は 5,783万 3,000円なんです。ここのあたりのことも説明いただきたいと思います。

そして、この委託料について、ずっと調べてみますと、最終予算と決算とを見比べると大体いいところへいつているんですよ。さっきの印刷製本費は別にしてもね。ただ委託料がぼこんと飛び出て予算が余っているんですよ。しかもその補正を3月にしているんです。3月にして、その補正をした分以上に余っている。このことはちょっと腑に落ちないわけですが、ここのあたりもお教えになりたいと思います。

それから、この間、指定介護療養型医療施設に対する医師のあれですね。申請前には13名と出しているわけですが、申請後は恐らく出した方に訂正方が要請されて11名に減らしているわけですが、これはあれですか、11名で仮に許可されても、これ2カ月くらいしか——オカダさんとかトクムラさん、サカモトさんという人は2カ月なんですか。これはあれなんですか、その2カ月になって退職して、定員数が足りなくなっても構わないわけですか。そのときだけを越せばそれでいいんですか。ここのあたりのこともよく教えてほしいと思います。

まだまだいっぱいあるんですけれども、とりあえず聞いておきます。

委員長

病院事務長。

病院事務長

初めに、出張医の賃金についてご説明を申し上げます。

実は、平成13年度と14年度を比べますと、出張医の関係でまいりますと、平成13年の常勤の医師の数と14年度の医師の数が、14年度が減っていましたから、この関係でどうしても出張医の応援が必要だったということで、13年度と14年度を比較しますと、内科医で19名、外科で37件、それから透析、人工透析関係で13件、脳外科

で7件、こういった数で、この応援の診療に関係して、平成13年度と14年度でトータル的には70件ほどふえたところでございます。

それから、この出張医の関係で医療技術員確保対策費も出てくるのではないかと。出張医の賃金は、今申し上げた賃金で支出をしております、この確保対策費の中では実費の宿泊代、これは、本人には交通費それから今の賃金の日当しか払いませんので、議員さんや私らと同じように日当とか宿泊費とかは払っていませんので、実費の支給ということで、泊まっていた場合については私どもがホテル側に宿泊代を払っていると。本人にはもちろん渡っていませんので、その分、実費の宿泊代をこの対策費から出していたと。宿泊代の実費分を対策費から出していたということであります。

本来は出張医に係る諸経費でありますから、この辺は宿泊代あるいは交通費というものについては旅費交通費が適当ではなかったのかなというふうには思っていますけれども、この14年度ではそのような支出を分けて支出をしていたというのが実態でございます。

それから、委託料の関係でありますけれども、資料で示せということですので、一覧表でお配りをさせていただいた方が……。配ってから説明した方がいいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、今お配りをさせていただきますので。

それから、その前に、答弁できるものについて答弁をさせていただきます。

印刷製本費の関係でありますけれども、ご指摘のとおり最終的な予算が 421万 8,000 円、決算額で 442万 4,202円。結果的には予算が下回っている、こういうご指摘でございましたけれども、これは、この科目にかかわる目の経費——目はこの経費でございますけれども、この中での流用の中でやらさせていただいておりますし、このことについては流用ができないということでございませぬので、この目の総額の中で処理していただきましたので、私どもとしては事務処理には遺憾のなかったというふうに考えているところでございます。

それから、お配りしました資料の関係でございすけれども、今、松岡委員さんが言われるとおり、実は指定介護を療養型病床についての人員に対する基準、設備に関する基準の中に、いわゆる4月1日にこの人数を確保していればいいということなんです。これも非常に厚生労働省としてはあいまいだといえあまいなんで

すけれども、こういった開設時点で人数がクリアしていれば、医療法上の問題もクリアする。開設時以降は何らの事情で必要人員が欠けることは当然考えられますし、そのことが後に取り消すとかそういったことにはならないというふうな法の解釈に従って、今、ご質問者が言われたとおり2カ月でも、極端な話、1カ月でも、4月1日にいたわけですから、それでこの基準をクリアできるという法の建前になっているということでもあります。

それで、ここからは一つ問題があるわけですが、これをずっと続けて、要するに標欠というのがあるんですけれども、実は11名に対する6割を確保していなかったら診療報酬が100%来ない。私どもは、この常勤だけでも7人おりますから——11人に対する6割ですから6.6人いればいいということです——ですから、2月間だけ協力してもらって、その後なくても6.6の標欠は解除していますから、このことによって、これを水増しにして介護報酬を不正に受給したということになってくると問題が起きるんですけれども、そのことも解決できますので、この2月間に限って協力をいただいて、厚岸町においても介護保険で医療を受けられるための病院としての施設を整備したということでございますので、今、ご質問者がお話しされている内容でございますので、問題ないということをご理解いただきたいと存じます。

委員長 暫時休憩いたします。 休憩時刻 14時55分

委員長 再開いたします。 再開時刻 14時57分
病院事務長 病院事務長。

病院事務長 今、細かい数字が入ったやつをお出しをさせていただいたんですけれども、上から、一般寝具、エレベーター保守、機械の維持関係、こういったものでございまして、今、ご質問者が言われるようなお金については一切入っていないので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 9番、松岡委員。

9番 まず、印刷製本費の決算額が予算額を上回った。この目内でもって流用したからいいんだということですが、監査委員、それをわかっているんですか、この決算の内容を。少なくとも決算を出す場合においては、そのくらいの説明をしてもいいんでないですか。一般会計の場合は全部説明していますよね。当然流用の場合はきち

んとしていないわけですから。そこに何か不透明さが出てくるんですよ。

それから、委託料のこれはわかりました。私は、実際の話、先ほど言ったように委託料からもそういういわゆる医師の報酬を出しているのではないかという疑惑を持ったわけですよ。余りにも、補正予算の組み方もおかしいんですよ。3月に組んで、その組んだ額がまるまる余っているんですよ。そういうことに対して我々がやっぱり疑いを持つのが当然ですよ。ましてやいわゆる名義貸しがあるんでないかという、そういう疑惑を持っているわけですから。こんなことももし、名義貸しがあって、後から官庁にあれされちゃって、さあ、今度は保険医の免許も取り消しになった、そういうところもあったですよ。そんなことになったら大変なことですよ。それで私はそのことについて心配したわけなんです。

そうすると、医師の報酬については、この医療技術員確保対策費から出している60何万、これは宿泊代、それも出ていますけれども、釧路支庁に払っているんですよ、これ。支払先は全部釧路支庁ですよ。それはいいんですけども、ただ性質が違うからこういうふうにしたんだというあれだけでも、同じ医師の報酬払うんだったら、別なあれでもってきちっと払うのが本当だと思うんですが、これについては監査委員の一応ご意見もお聞きしたいと思います。

それから、今回の一連の、これは先日の議員協議会において事務長は、文書にして、名義貸しもししていないと、顧問料はこういうことになっているんだというあれを出してありますから、これを信ずるよりほかにはないと思いますけれども、非常に、今回の8月23日から出された新聞記事など、全く侮辱的といいますか、余りにもひどすぎるんですね。町民があれを見てどういうふうに考えているかということが一番心配なんですよ。

私たちは、やはり町民に聞かれた場合、どうやって説明すればいいのか。それを全くあの新聞のとおりだと認めるわけにもいかないだろうし。それで私はこの際、そのことをはっきりしたいと思ひまして、あえて質問に立ったわけですが、町長、こういった医療制度、何とかならんものなんですか。大学の ――― みたいな教授に一切合財任せておいて、そのの采配とるなんていう、それに対して金が絡まないのはいいけれども、今までの新聞を見るとかなり金が絡んでいるわけですね。こういった制度を何とか町村会とか議長会とかそういうところでもって、何とか解消して、道があっせんするなり国があっせんするなりして、そういうような方向に

持っていくように努力すべきだと思いますね。

私は、今回の事件に対して、あんた方を擁護するわけじゃないけれども、これはあの内容を見たら、これはやっぱりああいう格好でもってお金を要求されたら、払わなきゃ、やっぱり出さなきゃいけないだろうなと、そう思いますよ。町民の医者が足りないという現実をあれした場合に、これはやっぱり法に違反しないような方法を考えてやっぱり出してやらざるを得ないと思うんですよ。奈井江町だったね、あそこなんて、町長が断ったら、ひどい目に遭っているでしょう。まるっきり —— の世界よりまだ悪いんですよ。

そういう制度を町長、やっぱり中央に働きかけて何とか改正してほしいと思いますし、今、厚岸町の場合は当分の間、あれなんでしょう、医師不足ということは、小児科がちょっと足りないようですけども、今のところは充実しているわけですね。そんなことで、その充実している間にそういうような働きをしてほしいと思います。

これではとても地方自治でかなわない、こんなことやっていたら。この財政の苦しいときに 240万も 300万もその教授だか何だかに払っていること自体が、裕福なときだったらいいかしらんけれども、こんなに苦しくなってきたら、本当そうですよ。それこそ花火に 200万の補助を出すのにも宿泊費で出しているわけですよ。その教授に 240万黙ってやっているんですよ。そんなことを考えたら、本当にあれだと思うんですけども、この方策をやっぱり何とか町村会なり議長会なりで取り上げてやっていただきたいと思います。町長にそのことを要望しておきます。

委員長

病院事務長。

病院
事務長

まず私の方から、予算の執行にかかわる問題でご意見をいただきました。

ご質問者の言われるとおりでございます、その予算の編成、補正予算のあり方、こういったものについては、やはりご質問者の言うとおりにきちっとその辺は見きわめて、補正予算をするなり、あるいはその補正予算も減額するなり増額するきちっとした見込みの中できちっと予算執行しなければならない、そんなふうに思いますし、改めてそのような、以降は対応をとらせていただきたいというふうに思っておりますし、あわせてこういった状況の中で、決算の中でそのことが触れられていない。決算の説明の中では、そういった問題も含めて、今後はきちっと事前に決算上程の説明の中で説明するように、きちっとただいまのご意見を踏まえてこれから

委員長

町長

取り組んでまいりたい、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

町長。

ただいまのご指摘に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

本定例会の冒頭に行政報告をさせていただきました。厚岸町立病院においては、医師名義貸しについては一切ございません。行政報告したとおりでありますので、ご理解を賜りたいと思うわけであります。

また、今回の三医科大学と自治体病院の関係について報道された事件については、全く遺憾に存じておるわけであります。

地域医療確保するためには、必要な医師が充足されていなければならないわけでごさいます、しかしながら、現実には医師不足ということで、各自治体病院ともに悩んでおるわけであります。そんな中にありましても、町長としての開設者並びに院長の並み並みならぬ医師確保に対しての活動もあるわけではありますが、実際、報道されておりますとおりの医師不足ということはまことにざんきにたえない被害でもあるわけであります。

そういう中で、いろいろな問題が惹起をされておるのではなかろうかと思いますが、これは厚岸町立病院はおかげさまで、藤堂教授に対する顧問料においても、さらにはまた名義貸しについても、行政報告いたしたとおりでございます。

しかしながら、私どもは、やはり厚岸町民、地域住民の生命と健康を守る重要な病院施設であります。そういう意味においては、一連の問題に対して、町村会としても、私もとりあえず釧路管内の町村会に提議をし、この問題に対して、今後、自治体病院を持っている町村挙げて運動展開をしていくように要望していきたいと、さらにまた、北海道町村会においても提議をさせていただきたい、そのように考えておるわけでありまして、今後とも健全運営に対しまして、信頼される町立病院になりますように、開設者といたしましても最善の努力をしてまいりたい、かように思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

監査委員

監査委員。

経費の関係の印刷製本費の関係について、流用をつかんでいるのかというご質問がございました。

この関係については、この資料にもございますけれども、14年度は一応最終予算が 421万 8,000円という額であったわけでございます。これに対しまして決算が

442 万 4,202円というふうになったわけでございまして、20万 6,000円が予算不足になった。これはその目内の流用を行って処理しているというような内容になってございます。

それから、この委託料の関係が3月補正におきまして 527万 1,000円補正したと。ところが実際の決算になりますと 5,757万 401円ということで、残金が 544万 3,000 円だということでございますけれども、これも予算編成の時点における見通しの甘さというか、これは本当に、次の3月補正でなければもう1回補正の機会があるわけですが、こういう関係については、今後、是正がやっぱり必要であるというふうに考えておりますし、また、この出張医の旅費の関係でございすけれども、要するに來た人の先生方の報酬についてはこの賃金から一括払っていると。しかるにこの方々の旅費については医師医療確保対策費の中から出しておるということで、ばらばらであると。これを一括で求めるべきでないかというような趣旨のご質問がございましたけれども、我々考えるにいたしましても、これはやはり給与費の中の経費でございすから、この中で別途旅費という科目を設けた中でやはり経理していくのが建前であろうというふうに考えておりますけれども、決算は残念ながらこういう格好になったという実態でございす。

委員長

9 番、松岡委員。

9 番

最初に陳謝しておきます。ということは、実は、この決算書も、私、病院の運営委員に在任中には、これを提案することを私の方が承認したんですよ。この内容、よくわからなかったけれども、したんですよ。それで議会においてこんな質問をするということはまことに気が引けるんですけども、今回のいわゆる名義貸しの問題が非常に重大な問題だと思ってあえてやったわけですので、それはひとつお許しいただきたいと思います。

町長も今申しましたとおりで、このことに対して積極的にやっていくということでございすので、そして、その病院の会計も、もう少し町民にわかるように簡明にしていっていただきたいと思います。今の医師の給料にしてもそういうことだと思うんですよ。あっちから出してみたり、こっちから出してみたり。こういう疑惑が起きたら、必ず疑いを持って見ざるを得ないんですよ。幸いにして、町長も言われましたように医師の名義貸しは一切なかったというその言葉を私ども全面的に信賴し、私の質問を終わります。

委 員 長	町長。
町 長	病院会計につきましては、今、監査委員からも指摘がございました。また、松岡委員からいろいろなご指摘があったわけですが、その趣旨に沿った今後の会計並びに決算書にしていかなければならない。開設者としてもそのように考えておりますので、これからは事務長とともに決算書のあり方等についても検討させていただきたい、かように思いますので、ご理解いただきたいと存じます。
委 員 長	監査委員。
監査委員	この医療技術員の確保対策費の関係でございますけれども、この中からいわゆる、今言ったように出張医の賃金とは別に旅費が出ておったというようなことで、ばらばらに支出する科目が出ておると。しからば、この医療確保対策費は何かということが、目、節、同じ科目で出ておるわけです。ですから、これを明確にすると、もっとわかりやすくするという意味においては、例えばこの中には中元とか歳暮とかそういうものもありますし、会食代もございます。それから、そういう宿泊料、顧問料とかいろいろ分かれているわけです。これを、こういう企業の場合は一般会計と違って公費でと、独特の事業勘定がございますけれども、一般会計と同じようにやはり、例えば中元などの経費であれば交際費的なものはそういうものに上げると。それから、会食代であれば需用費あるいは交際費に分けると。それから、宿泊料は旅費ですか。顧問料は報酬とか委託料とかありますけれども、そういうものに節で区分してやるのが適当でないかということで、我々もこういうようなあれがありまして、監査の中でいろいろ、両監査委員でそこら辺は現在検討しているところでございますので、そういう点でご了解をいただきます。
委 員 長	ほかに、総体的にございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、ここで暫時休憩いたします。 休憩時刻 15時14分
委 員 長	再開いたします。 再開時刻 15時45分 その前に、ただいまの質疑におきまして、松岡委員の発言の中に不穏当な部分があり、また本人からの申し出もありましたので、その部分、発言の取り消しをいたします。 それでは、続けてまいります。

ございませんか。

14番、田宮委員。

14 番

若干お伺いしたいと思うんですが、私は、名義貸しだったというふうに言って、それを追求して、いわゆる診療報酬の不正請求をしたということをかなめにして申し上げようというものではありませんけれども、先ほどの事務長の答弁をお伺いしていると、どうも納得できない面があるんですね。

1つには、あなた方のその年度の医師の数、これは決算書の中で、この14年度の決算にも職員の数ということで明示をしておりますね。平成14年度、医師が何人いたのか、何人体制であったのか。平成11年度も同じように決算書の中で医師の数が明示をされていますね。それは、内科が3名、外科が2名、小児科が1名、整形外科が1名。7名。内科医のうち1名については8月に採用をいたしましたというふうにして、決算書でこの議会に報告をしておられるわけであります。

室崎委員から請求があつて、あなた方がお出しになった申請医師名簿は、松岡委員も質問をしておられましたが、平成11年の8月の事前申請のときには13名で、変更申請では11名と、こういうふうになっているんですが、この違いはどのように説明をなさるお考えでありますか。

委 員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

この平成11年8月、いわゆる予定による申請ですけれども、これは厚生労働省の経過措置という措置がございまして、平成11年8月の申請段階で人員基準の員数を満たしていない場合であっても、下記により基準指定を受けることができますと。

1つとして、雇用していなくても採用が確定していることを証する書面を添付することで申請することが可能です。2つ目、求人中であつて、採用者が確定しない場合については、採用確約書を添付し、平成12年1月10日までに人を特定した上で採用確定証明書類を提出すること。

こういう、言ってみれば、これを解釈すれば、この平成11年8月の事前申請のときにははっきりしなくてもいいから確定をしてくださいという解釈でありました。そこで、当時、病院としては、こういった体制で臨もうということでこの13名の名簿をつけて、そして、今申し上げました経過措置の中の雇用しなくても採用が確定していることを証する書類をつけて出したわけであります。その後、12年3月には、いよいよ4月から介護保険がスタートしますから、ここできちとしたものにな

	さいということで、この事前申請と平成12年3月、具体的には27日付でございますけれども、変更をして正規なものにして出したということですので、ご理解を賜りたいと存じます。
委員 長	14番、田宮委員。
1 4 番	99年、平成11年に国がどういう方針を打ち出したのかということなんですね。北海道は、医療法標準の医師数を満たしている病院が70%で、100床未満の町村立の病院については50%をわずかに超える数だと。充足率が非常に低いわけですね。そして、高齢者の病院への依存度も高い。こういことで、北海道と道の国保診療施設開設者協議会、国に要望したわけですね。また、道議会でも、道がそのような措置をとるようにやってほしいという論議もあって、国は100%でなければ療養型病床群への転換を認めないという姿勢を打ち出していたものですから、それでは、今言ったように北海道の医師の充足の状況からいって大変なことだということで、国に言ったら一蹴されたんですね。一蹴された。そういう経過があるんですよ。 あなたのご答弁は、100%なくてもよかったというふうに国が言っていたというんですね。おかしいんじゃないですか。私は事実を確かめて答弁していただきたいと。
委員 長	病院事務長。
病 院 事 務 長	舌足らずの部分があって大変申しわけなく存じますけれども、今、田宮委員さんがおっしゃるとおりでございます、いわゆる開設時、平成12年4月1日については、医師法の基づく基準を満たしていなければならないということでございますので、ただ4月1日にきちっと医師法による基準、このときは11名ですが、11名を満たしていなければならないということについては間違いございませんし、その後の問題として、これが永遠に医師法で言う基準の11名を永遠に続けなくてもいいということでご説明しましたけれども、舌足らずで申しわけなかったんですけれども、いま一度確認をさせていただきますけれども、田宮委員さんのおっしゃるとおり開設時には医師法に基づく基準を満たしていなければならないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
委員 長	14番、田宮委員。
1 4 番	それでは12年度ですね、12年度の医師の数は、先ほど言った平成12年度の町立病院の企業会計の決算書では、内科が2名、外科が1名、これは臨時なんですね。そ

	して小児科が1名……、内科が4名、外科が2名で、うち1名が臨時と、それから整形が1名、小児科が1名で8人なんですね。その後、7月に内科の2名と12月に整形が退職をしたと。これは今言う4月1日とは関係ないんですが、4月1日の状況では8名しかいなかったのじゃないですか。
委員長	病院事務長。
病院事務長	4月段階では、今、田宮委員さんが言われたように外科が2人、内科が、この名簿のとおりで8名と3名の11名でございます。名簿をお示ししましたが、8名と2カ月間で3名を加えますと11名でございます。8プラス3で11でございます。
委員長	14番、田宮委員。
14番	問題は、そうすると3名プラス11名というのは、これにはないですよ、決算書には。あなた方が町立病院の12年度の職員の数はいくらだったというふうに示している数には入っていないでしょう。
委員長	病院事務長。
病院事務長	12年度の決算は、13年の3月31日現在でありますので、12年のこの3月の変更申請書は、いわゆる4月1日の対応ですけれども、2月間勤めていただいてやめた、それからいろいろ中で具体のローテーションも関係がありまして、そういった意味では平成12年の決算は今申し上げましたように平成13年の3月31日現在ですから、この11名とは合致しなくなるということです、ご理解を賜りたいと存じます。
委員長	14番、田宮委員。
14番	いいですか、決算書の職員の数、医師の数は、その年度を通してどういう変化があつて何人だというふうに記載されているんですよ。11名になったことなんかないんですよ、決算書の報告では。
委員長	病院事務長。
病院事務長	この12年度の病院事業会計決算書の中に、今ご指摘のとおり内科4、外科2、整形1、小児科1、こうなつていまして、いわゆる短期の雇用について記載がございませんでした。したがって、今申し上げたこの短期間の2月間の方については、この報告書に漏れていたということになるかと思います。ご理解を賜りたいと存じます。
委員長	14番、田宮委員。
14番	ご理解なんかできないですよ。虚偽の報告したんじゃないですか、議会に、決算

	報告の。医師の数について。どうなんですか、それは。この医師の異動については書いています、どの年度についても記載されている。それで、なるほど町立病院は何人体制できたんだな、こういう異動があったんだな、そういうことを承知の上で決算書の認定をいたしているわけなんですね。そんな都合のいいような答弁はよしていただきたい。
委 員 長	町長。
町 長	申しわけありません。答弁調査のためにちょっと時間をおかしいただきたいと思っています。
委 員 長	答弁調整ため暫時休憩いたします。 休憩時刻 1 5 時 5 9 分
委 員 長	再開いたします。 再開時刻 1 6 時 2 4 分
委 員 長	その前に、松岡委員より発言の取り消しについて申し出がありますが、それを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
委 員 長	それでは、ご異議がございませんので、松岡委員からの発言取り消しの発言を許します。 9 番、松岡委員。
9 番	私の先ほどの発言の中で、「——」あるいは「————」という発言をしましたが、非常に不適切であると思いますので、この際、この発言を取り消していただくようお願いいたします。よろしくお願いいたします。
委 員 長	ただいま松岡委員からの発言の「——」「————」の取り消しを求める発言がございました。これを認めることに異議はございませんか。 (「異議なし」の声あり)
委 員 長	なしと認め、よって松岡委員の発言の「——」「————」の取り消しを認めることに決定いたしました。
委 員 長	それでは、先ほどの続き。 助役。
助 役	大変貴重な時間を費やしまして申しわけございません。

ただいま14番田宮委員さんからご指摘がございましたとおり、平成12年度厚岸町病院事業会計決算報告書の中で、概況、総括事項を報告しております。この中で、診療体制、当初、内科医4名という記述がございますが、この記述は、ただいま精査をいたしましたところ、先ほど事務長がご答弁を申し上げましたとおり、内科医4名とありますのは、内科医7名、うち臨時3名という内容でございます。そこで、後段にもあります「7月内科医2名、12月に整形外科医1名が退職し」というふうにありますけれども、この7月の前に5月末でこの3名の内科医が退職をされておりまして、最終的には5名で診療に当たっていただいたという内容でございます。

なお、この記載中漏れておりました3名の臨時の医師につきましては、給与費の賃金で、この報告にありましており決算額の中で支払ってございます。

既に決算認定をいただいている平成12年度の決算報告に誤りがありましたことはまことに遺憾でございまして、今後、かかることのないよう、決算書作成に当たって十分に留意してまいりたく存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

委員長

14番、田宮委員。

14番

都合よく誤りがあったということだと思うんですがね。名義貸しもどきみたいなものですね、これね。

あなた方がそうおっしゃるんで、一応私は矛をおさめますけれども、本来、医療法の標準からいって大変厳しいんですね。例えば岩見沢の民間病院では、虚偽報告をして療養型病床群を設置したということで逮捕されるというふうな状況がありました。あるいは保険を外すと。保険を外すと簡単に言うんだけど、国が、今まで北海道が、先ほど言ったように医師の充足率が50%ぐらい、あるいは全体的には70%だという中で、それに対する処置は何らやってこなかった。そういう中で、いたし方なくやったという面も私はあると思うんですよ。まして保険医の指定を外すなんていうことを言うておりますけれども、じゃ地域医療はどうなるのかと、そうなった場合に。代替も何も考えないで保険医の指定を外すなんていうことは、地域の住民にとっては耐えがたい苦痛を与えることになるわけですね。

私は、この町立病院が40年代から、今問題になっている医療技術員の確保対策費、40年代から出しておりますよ。50年代には、もう毎年100万円ずつ、ウナギ登りにこの対策費がふえていく。1,000万のときも1,000万を超えるときもあった。それ

は、そういうふうにして厚岸町の地域の医療を何とか守りたいということで私はやってきたあらわれの1つではないかと思うんですね。その間、地域で献身的に働く医師の養成、これは国の責任ではなかったのか。何らそういう対策はとってこなかったわけですよ。

それだけではなくて、この前、議会でも病院問題についてお尋ねをしました。医療法を変えて、病床区分、こういうようなことで北海道はベッド数を減らすと。私は、この問題を通じて一気にそういうことを打ち出してくるのではないかと、そういうおそれさえ感じるわけなんですね。

そういうことで、道も新しい方向を出すようなことを言っておりますが、実際に出るかどうかわかりませんが、少なくともこれを契機に、私は地域ぐるみでやっぱり運動を起こして、地域の医療をどう守っていくのか。道や国や、あるいは医療機関が全体で責任を分かち合ってやってもらわないと、厚岸町独自で医師を探してくるというのはなかなか大変なことですから、これを機会に、どうしてもそういうことは実現していかないと私はだめだというふうに思います。

そういうようなことで、今回の問題については、いろんな問題がありますけれども、基本的には、そこに根っこがあるというふうに思うんですね。このことを何としてでもやはり町も全力を挙げていただいて、この改善のために国や道に要請すると同時に頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長
町長

町長。

私からお答えさせていただきたいと思います。

先ほど助役から答弁をいたしました平成12年度の厚岸町病院事業報告の中での総括事項の中で、正確さを欠きましたことを私からもおわびを申し上げたいと存じます。

さらにまた、ご指摘がございました医師確保の問題、開設者といたしましても大変難しい問題であると身にしみて感じておるわけであります。今回の自治体病院の一連の報道についても、私だけの努力でなく、他の自治体病院の開設者も大変な苦勞の中で医師の確保をしているんだろうな、そのように私自体思ったわけでありませう。

私といたしましても、おかげさまで今日の町立病院、標欠病院ではありません。

医師が確保できておる状況にあるわけであります。しかしながら、今後どのような状況になるかわからないことも事実であります。標欠病院になりましたならばペナルティーを食うわけございまして、病院運営にとりましても大変な問題であるわけであります。

それと同時に、やはり病院運営に当たっては、医師を確保しておかなければならないわけございまして、それが町民の信頼に大きくつながるものであると思っておるわけであります。

田宮委員からご質疑がございましたとおり、今回の一連の問題の中で、私だけが解決できる問題ではない、やはり自治体病院挙げて、医師の確保なり病院の健全運営はどうあるべきか取り組んでいかなければならない大きな課題である、そのように私も認識をいたしております。

先ほどの松岡委員にも答弁をさせていただきましたけれども、やはり釧路管内にも同様な自治体病院があるわけであります。とりあえず釧路管内の町村会において、さらにはまた北海道町村会においても、ご指摘のことについて提案をし、自治体病院のあり方について今後とも真剣に取り組んでまいりたい、かように思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、総体的にご覧いませんか。

1 番、室崎委員。

1 番

今、田宮委員の最後の締めくくりのお話と町長のご答弁は、私も全く同感なんです。その点は全く同感です。国がきちんとしたことを行っていない。そのために医療過疎になる。それで医者さんが来てくれなくてあえぐ。それにつけ入って大学の方はいろいろと理不尽な要求をしてくる。しかし、それをけっ飛ばすと、ここにも新聞記事がありますように医師の総引き上げというようなものをちらつかされる。

これは、前町長の澤田さんが退任なさった後、地域医療研究会という全国の組織があるんですが、そこで講演をなさっていますが、そのときに、いかに大変な目に遭ってきたかということを赤裸々に語っていますが、そのときにも、私が行ってお願いをすると必ずちらつかされるのがそれだとはっきり言っています。そういう中

で苦勞して今日に来ているのがよくわかる。それが今回こういう形でもっていろいろの報道された。

そんなところでこういう質問をするということは、もうよせばいいじゃないかと刺すようなまなざしが随分私には刺さってくるのを感じるんですが、ただ、こういう問題はきちんと、やはり公のお金を使っているわけですから、それについてはやはり町民に説明責任があります。そして、すべてを今全部出して、その上でやはりきちんと改革すべきものをしていかなければならない。そのためには、町長、先ほどおっしゃったように町村会だとかいろんな、そういう同じ悩みを持っている地域がみんなと一緒にやっていかなきゃだめです。それは全くそのとおりだと思います。その上で、そういう認識のもとにお聞きするわけですので、ご理解をいただきたいんですが、今回のこのいろいろな、いわゆる医療技術員確保対策費の問題が表に出てくることで、病院の事務処理に関していろいろな問題が出てきました。と同時に、議会の答弁における問題も出てまいりました。それで、そういう点について、一般質問では最後までお聞きできなかったようなものが幾つかありますので、その点についてまたお聞きさせていただきます。

まず、3月議会で、当時私がお聞きしたときに、今、田宮委員からは、40年代から医療技術員確保対策費というのがあって、いろいろと苦勞なさっていたという話も聞きまして、私は、ああそういうものなのかと思いましたが、ここでは、一大学とのかかわりでという点に絞ってですが、当時の事務長が、昭和57年度から一大学とのかかわりで現在に至っているのが実態でございますとはっきりおっしゃっています。また、ここでは特に契約を交わして顧問料を払っている状況にはございませんともおっしゃっています。前の事務長は非常に誠実な方ですから、その場で取り繕うなどということをしないでおっしゃったんだろうと思います。

それで、昨日の一般質問でお聞きしたときには、もうその資料は既にないと、いわゆる保存年限を過ぎている。したがって、現事務長は、その後――今年度の4月からでしたか、あなたは――来ているから、そこの部分については何とも言えないというお話だったんですが、そこのところを知っている前任者もきょうもいらっしゃいますから、どういう状況だったのか、それについてまずご説明をいただきたい。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課長

私の方から、前任者ということで、当時の3月の一般質問の中で医療技術員確保

対策費の内容を示せというようなご質問があったわけでごしまして、その中で、当然私ども質問を受けた中では、過去の経緯も当然調べるのが普通でごしまして、そういう中で私なりに、当時、前事務長がおっしゃいましたけれども、古い資料がなかったわけでごしますけれども、私の調べる範囲で認識したのが57年ということで、私が答弁をさせていただいたのでございます。

その57年の、じゃその資料あるのかと言われましても、正直言いましてちょっとその書類はないわけでごしますけれども、私の調べた範囲内では、その当時から、歴代の教授も、今3代目、私の知り得ている3代目なものですから、そういうことでその当時の57年ということで答弁をさせていただいたのが事実でございます。

以上でございます。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

そうすると、その当時から今——今というのは平成14年度までですが——と同じような形でずっと顧問料だかコンサルタント料だかアドバイザー料だか何か知らんけれども、そういうような形で支払いを続けてきたというふうに聞いているわけですね。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課 長

今、同じように私もそういう形で、教授もいろいろかわられていますけれども、平成9年度からはいろいろ話題になってございます教授なりの考え方でまたその書類のやりとりもやってきたわけでごしますけれども、前は前の教授のやり方はやり方でやってきたような経過がございます。

ですから、正直言いまして当時の書類等は、さっきおっしゃっておりますように明らかなものはないわけでごしますけれども、そういう形で、継続して医師確保のためにそういうものを支出してきたというのが実態でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

再度聞きますが、この後の質問のちょっと下になるものですから申しわけないんですが、要するにこの、もう名前出ていますから言いますが、藤堂という方になって、急に月額20万、月1回1時間10万円、超えたら20万というような形でよこしなさいと言ったのではなくて、これはずっと一外としては、教授がかわってもかわらなくても、ずっと前からそういう状態であったと、そういうふうに理解していいん

委員長

ですね。

体育振興課長

体育振興課長。

先ほども私の知っている教授3名おるわけでございますけれども、そんなような教授の考え方で顧問料の内容的なものをいろいろ示された、これらも書類等でご示しておりますけれども、現在に至っておりますけれども、それはそれなりの当時の教授の病院に対してのいろいろ医師派遣とかいう中で、病院側の方でいろいろ支出をさせていただいているところでございます。基本的には、内容は変わらないのかな、そういう感じで私は感じております。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

わかりました。前任者に答弁お願いするという変則的なことで申しわけありませんでした。

そういうようなことでずっと続いていることを、今の教授も受け継いでやってきたというふうに理解されますね。それで、この行政報告、それからその後の私の質問に対するご答弁の中で出てきているわけですが、内容については、支払っているのは月額20万である、それから、その内容については、月1回1時間程度だと10万円だけれども、それを超えると20万だと。だから、超えているから20万だと、こういう話だった。そして、じゃそれについて覚書か何かがあるのかというと、いやいや、それは口で言った、いわゆる口頭契約であると、こういうお話なんですね。

それで、まずこの口頭契約ということからお聞きしていきますが、厚岸町で顧問というのは、この――これ顧問だとおっしゃっていますから、今、顧問料ということで、顧問としてお聞きしますが――顧問というのはほかにありましたよね。たしか弁護士さんに顧問になっていただいていると。その契約も口頭契約ですか。それから、例えば月に30分なり1時間で、それ超えたら倍額にするというような内容になっていますか。そのいわゆる類似契約といいますか、それについての内容をお示しいただきたいんですが、参考までに。

委員長

総務課長。

総務課長

ちょっと今、契約の書面持ってきておりませんので。

弁護士の委託という形の中で契約、書面をもった契約の中で進めさせてきていただいております。

以上でございます。

委 員 長	1 番、室崎委員。
1 番	課長、全部飲み込んでいらっしゃる方だから、書面なんか見なくても内容は言えると思うんだけど、予算書を見ると60万でしたね。とすると、12で割るから月5万か。これは、例えば何分顧問としての話、例えば電話で、先生、こういうときはどうなるんですか、ああそれはこういうものだよというのが、例えば1時間なら1時間をつけ加えると倍額にするとか、そんな式になっていますか。それとも、顧問料というのは、いわゆる何であろうと顧問料として払っているんですか。
委 員 長	総務課長。
総務課長	基本的に、この顧問料につきましては月定額という考え方でございます。ただ、事件の内容であるとかそういったものになって、いわゆる高度な部分での相談、あるいはそういうような依頼という形になりますと、それは別個という形になってございます。
委 員 長	1 番、室崎委員。
1 番	英語で常識のことをコモンセンスと言うんだそうですけれども、別にしゃれているわけじゃないんですが、顧問契約というのは大抵そうですよね。特に法律上の場合には、顧問としての話を超えている場合には、それは顧問料の中に入らないで別枠になる。これは会計の場合でも同じだと思います。それが普通なんです。ですから、時間で診療アドバイスが超えると倍額にしますよというような——総務課長結構です、それでもわかりましたから——ものは、通常あり得ないんですよ。だから非常識なんですよ。 それで、そういう契約が口頭でなされたということで、その口頭による契約によって金銭の支払いをするということとはできるのかという話がいまいのまま終わっていますね。この点については、もう一度きちんとしたご答弁をいただきたい。
委 員 長	病院事務長。
病 院 事 務 長	お答えを申し上げます。 口頭での契約につきましては、法の建前からいくとその契約が成立しているということで私は認識しております。しかしながら、公金の支出である以上、本来その根拠となる契約書をやはり当事者間で取り交わして、債権債務の諸条件を文書に盛って総務に確認しなければならない。そういう意味では、事務処理に大変問題があったのではないかなというふうに考えておりますし、今後の問題につきましては、

	このことをきちっと改善しなければならないというふうに認識しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。	
委員長	1 番、室崎委員。	
1 番	事務長さんおっしゃる意味はわかりますが、こういう問題ですから、あいまいなところなくしていきたいんですよ。法の建前って、何をですか。	
病 院 事 務 長	お互いの諸条件の合意を得て、この債権債務の内容を確認をして、口頭で契約が成立しているということを今申し上げました。私どもとしては、民法の 632 条、請負契約ということについて認識をしております。	
委員長	1 番、室崎委員。	
1 番	民法上の請負契約の成立について話をなさったわけですか、あなたは。債権総論の話になるんだけど、あれは 400 何条で……、契約ですから 500 何条か、ちょっと私も忘れてしまったけれども、要するに双方の意思の合致をもって契約が成立するという話をしたいわけですね。そして、それが請負契約であるということをお願いしたいわけですね。	
	でも、私聞いているのはそういうことじゃなくて、公金の支払いを行う根拠になる行政としての契約が、民法第何条によってのみ支配されているものかということなんです。どうもそのところが事務をなさる方たちはきちんとわかっていないんじゃないかなと。何法によるのか私も詳しくないんだが、恐らく地方財政法か何かの建前でいくんじゃないかと思うんですよ。	
	口頭契約を根拠にして公金の支払いが許されるのであるならば、他でもみんなできるわけですよ。いいですか。私が聞いているのは、今回のこの医師にかかわる問題、それはそのとおりなんだけれども、そこで、この際ここだけのつじつまを合わせておけばいいというような答弁をしていれば、これは事務全体にかかわるんですよ。だからきちんとしなきゃならない。そういう点での認識を聞いているんです。再度ご答弁願います。	
委員長	暫時休憩いたします。	休憩時刻 1 6 時 5 4 分
委員長	再開いたします。	再開時刻 1 7 時 0 0 分
	助役。	
助 役	再三にわたり大変貴重な時間を費やし申しわけございません。	

ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問のありました他に契約書作成義務の法律上の定めがあるかないかということですが、はっきりした文言は地方自治法あるいは地方財政法上はうたってございません。ただし、地方公共団体の締結する契約書の作成をすることができるか否かという問答集がございます。その中でうたっていることは、その口頭契約、要約させていただきますと、こういう口頭の契約でも法上は何ら問題はないと。しかし、財務規則などで契約書の作成を省略できる場合の規定をしておくべきだ、しておかなければならないという内容がございます。

そこで、厚岸町は、厚岸町の財務規則 147条で契約書を省略できる場合の規定がうたってございますが、このたびの本件にあるようなケースについては除外規定が適用になるような条文ではないということございまして、先ほど事務長の方から答弁をさせていただいておりますけれども、この辺は今後の事務でしかるべき対応をしていかなければならないと、そのように考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

要するに事務の取り扱いとしては全くめちゃくちゃだと言わざるを得ないですよ、簡単に言うと。法律上に書いてある書いてないという以前の問題でしょう。だって、特にこういう、本当に決まり切っているものでしょう、財務規則でもって省略できるという場合には。その覚書やそういう契約書がなくてもわかるようなものだけです。この場合には、あれなんですから、非常に複雑な契約になっているわけですから、それが本当にそうなのという話が出てきたときに、何も出すものがない。いやいや、そういうふうに双方でもって口頭で決めたんだと言う以外に何も無い。それでは内容を言っていることにはなりませんよね。そういうものが口頭でもってできますというようになったら、事務というのはもうガチャガチャになってしまいます。

これ、例えば決裁なんていって、全部判を押していきますね、1つ1つの文書に。何であんなに要るのか、あんなもの要らないじゃないかという人がよくいらっやいます、考えてみると、ああいうことが全部人のお金を使っているわけですよ、行政というのはね。だから、その跡をきちんと残さなきゃならない。間違いなくやっていたよということを後から検証できるようにしなきゃならない。その思想

ですよね。そうしたら、この金銭支払いの根拠となる契約というものも、きちんと、だれでも後から客観的に検証するものを残さなければならぬんですよ。それが事務というものです。行政事務というものです。それをはしょっているということは、これはいかなる理由があっても、やはり言いわけはできませんよね。

いや、わかりますよ、いろいろと理不尽な要求をされて、それによらなきゃやっていけない事情があるんだということはわかりますよ。ただ、事務を行う者としては、それは許されないということなんです。

それで、その点についてはきちんと改善するということですね。それをちょっと念を押して先に行きますが、次に、それで、今回、これから改善するということで、今までの部分については口頭契約であると、そしてそれは伝票やそういうものからそういう契約があって行われていたんだということがうかがわれるという範囲でしかないということは、それにしておきましょう、今、一たん。

そうすると、この前言った、請求並びに領収書というんですけどか、伝票の方の書き方がちょっと違うんですよ。それについては言いました。そうしたら、事務担当者は、それは文書の方が間違っていて、口頭の方が正しいんだと、こういう言い方をした。そういう言い方もせざるを得ないことになってしまうんです。非常におかしい。

ところが、もっとおかしい問題が出てきます。それは、20万支払いましょうということになっていたろうということがうかがわれるのは、どんな指導を受けていたんだという話があるんですよ。診療アドバイザーですから、診療のアドバイスを受けているんでしょう。そして一覧表を出してもらいました。何月には行って話聞いてきました。何月には来てもらいました。そういうのが書いてある。ところが、これを見ると、お礼と状況説明と要請に行きましたというのまで全部載せているんです。それを全部載せても、ない月がある。ポンポン出てくる。ところが、その月にも支払い明細の方を見ると全部20万払っているんですよ。そうすると、あなたたちの言う、まあ一応の基準は月1回1時間程度ということで、超えたら20万と言ってはいるんですが、超えたか超えないかについては全然記録も何もないんですよ。それで全部、前の10万の月があったり20万の月があったりするんならば、その話は通るんだけど、全部20万ということは、そんな基準というのはしよせん口頭ですから、言ったの言わないのという話のやみの中に消えてしまうことであって、残って

委員 長	いる資料から外形的にわかることは、20万払いましょうという話し合いがついていた。話し合いというのは契約ということですよ。話し合いがつくというのは契約ということですよ。されていたとしか思えないんですよ。いかがですか。 ここで、ただいまの審査が終わるまで期間を延長してやりたいと思いますので、ご協力のほどお願いしたいと思いますが、よろしいですか。 それでは続けてまいります。 答弁。どなたが答弁するんだか。 休憩いたします。	休憩時刻 17時08分
委員 長	再開いたします。	再開時刻 17時13分
病 院 事 務 長	病院事務長。 お答えを申し上げます。 この最初の経過につきましては、私はちょっと承知しておりませんが、この件に関しては、町長の方からも答弁をさせていただきましたように、いろいろな専門的なアドバイスや助言をいただいてきておるところでございます。特に医療過誤の問題もそうでありまして、この間の手術に対する問題、そういった意味では証明できるものはございませんで申しわけございませんけれども、この間、メールやファクスや電話等で大変頻繁にこの間指導いただいたりしていると、そういうことで、私はこういった内容で相手方と契約されているというふうに認識しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。	
委員 長	1 番、室崎委員。	
1 番	この間というのはいつからいつまでですか。	
委員 長	病院事務長。	
病 院 事 務 長	ちょっと不適切でありましたけれども、平成9年からというふうにお答えをさせていただいておりますから、平成9年から今日まで、今申し上げた内容で、いろいろな形でアドバイスあるいは助言、協力をいただいてきているというふうに考えてございます。	
委員 長	1 番、室崎委員。	
1 番	藤堂先生が厚岸町の診療アドバイザーとなって今日に至るまで、休みなくびっしりとアドバイスをいろいろしてくださっているという認識でおりますと、そういう	

ことですね。いや、いいんですよ、それで。大変いいことだと思います。

それで、それは経営についてもアドバイスをしてくださっているわけですね。医師の給与は高過ぎるからもっと安くした方がいいというような親身なアドバイスをいただいていたということだろうと思うんですよ。

それで、そうすると、結局において、あなたたちはここでこの10万を目安に云々と言っているけれども、ずっと20万払っているわけだから、これは単なる形容詞であって、やはり20万の契約だというふうに考えなきゃならないですよ。だって、去年もおとしもずっといろいろとやってくださるわけだから、この基準でいけば毎月20万になるわけです。ですから、もうこれは、この何とかを目安に何のかんのという条件がついているけれども、結局はこのことは20万を意味するというふうに解釈できますよね。そういうことですね。

委員長

病院事務長。

病院
事務
長

1つの目安として決めていただいた内容をやはり上回っていると、そういうことで、これを1つの基準として上回っている分として、合わせて20万を支払っているという認識でございます。

委員長

1番、室崎委員。

1番

言葉は正確に使っていきましょう。難しく言うとうけがわからなくなってくるから。

要するに坪1万で、100坪あれば100万の土地だというときに、坪1万というのが計算を出すための目安です。ここで言うのは、この藤堂先生という方が、月1回1時間程度、10万を目安にと言ったら、1時間以内でしかやってくれない人だと。それで、毎月全然超えることがなかった。それが何年も続いていたというのなら、これは10万契約でしょう。だけれども、このいわゆる基準単価というか何というか知らんが、それでやると、もうびっしりそれを超えているいろいろやってくれるんだということになれば、それを3倍も4倍もやったからって、30万、40万にするわけじゃないんでしょう、毎月20万払っているんだから。そうすると、こういういわば坪幾ら、総額幾らという土地の決め方と同じような計算の目安としてこの10万というのが出てきているわけで、契約内容は月に20万払っています。今までずっとそれで来ているわけだから、というふうに解釈するより方法はないんじゃないですかと言っているんです。

委員長
病院事務長

10万で決めました。だけれども、いわば時間外何とかみたいに、本給と時間外手当みたいな形で20万になりましたではないでしょうか。違いますか。

病院事務長。

繰り返しになって申しわけないんですけども、やはり基準以上になっているということで、それを超えて無理を言ってお願いをしているところから、基準の10万を20万にさせていただいて支払っている。繰り返しの答弁になって大変申しわけございませんけれども、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長
1 番

1 番、室崎委員。

こわれたレコードのやりとりをしていてもしょうがありませんので、これでやめます。

私の方は、外形から判断していきますから。何となれば、そこに契約書がないわけですから、外形から判断するよりはないんです。そうすると、今説明をいただいたけれども、超えている超えているというけれども、超えている証明もない。それから、超えていなかった月が1つもない。そういうことからいって、これは20万の契約だとして解釈できないということになります。

百歩譲って、いや、1万歩譲って、10万で決めたんだけど、超えたら20万にしますよということであったとしましょう。さあ、それでこの北大医学研修課長あてですか、毎年顧問の委嘱についての依頼状を出しているんですね。依頼というか、承諾をお願いする、だから依頼状じゃなくて伺いたいなものです、許可伺いたいなものです。これを見ますと、そこには、超えたら20万ということは書いていないんです。月額10万と書いてあるんです。ところが、実際には20万、毎月支払っていたんですね。となると、これは新聞はアルバイトと書いていたんだけど、きのうのご答弁の中で兼業という言葉が出てきたんで、そちらが正確だと思います。この兼業についての許可の問題になると思うんです。国家公務員ですから。

そうすると、厚岸町は10万という伺いを出しているんです。それで20万払っているんです。恐らくこの何とか先生も自分の方から、私もこの顧問という形で兼業しますのでいいですかというのを出すと思うんです。双方から出ると思うんです、こういうものはね。厚岸町でも恐らくそうじゃないかと思いますが、それちょっと詳しくはわかりません。そのときに、双方の話が違ったら、こんなものに判ついてよこしませんよね。差し支えありませんというのが来ています。

委員長

助 役

そうすると、そこでは10万円というものを出しているんですね。これは、いわば、これが新聞に書かれた「藤堂教授やみ給与」という見出しになった記事の中身だと思うんですけども、これについてはいかがお考えでしょう。

助役。

確かにご指摘のとおり厚岸町は20万円をお支払いをしております。新聞報道によりますと、藤堂教授の大学に対する兼業届は、厚岸町から受けている顧問料は10万円ということで大学の方に届け出を出されているようであります。

これは、国家公務員の兼業届につきましては国家公務員法で定めがございまして、当該職員の署課長の許可を要するという規定がございます。この規定に沿って藤堂教授は大学に対してその許可を得ているというふうに我々は解釈をしておりますが、その届けるに当たっての金額については、どうも私どもがお支払いをしている金額そのまま大学には報告なされていないというようなことでございます。

この件に関しましては、現在、北海道あるいは北海道大学の内部で、これら一連のことに係る調査を今進行中のようでございます。この辺の動向を見きわめながら、今後対応というものを検討していかなければならないというふうに考えております。

委員長

1 番

1 番、室崎委員。

対応を検討するのはわかりました。

私が心配するのは、こういうものを出しているわけだ、厚岸町が。厚岸町がこんなもの出さなくてもよくて払ったと。受け取った方は、それを半分に裂いて、半分だけ報告していたというのであれば、厚岸町は、払ったものをどう使おうと、たとえば懐に入れようと、あるいは公的な口座に入れようと、それもこっちの、言葉は悪いんだが知ったことではないですよ。だって向こうに行っちゃってからのことだから。ただし、こんなものを出してあることでもって、国家公務員法の片棒を担いだということにされないかということを心配しているんです。その点については大丈夫だということをきちんとお答えをいただきたいんです。

すなわち、先ほど来、ずっと事務長のお答えをいただいていると、10万円ということでもって決めても20万になる可能性というのはもうずっとわかっているわけですよ。私は、もう最初から20万だと思いますけれどもね、これを外形から判断すれば。だけれども、いや、そうじゃないんだと、10万円と決めて、上がったから20万

になるんだというけれども、それが何年も続いているわけですから。少なくとも平成9年からずっと続いているわけでしょう。そうすると、そのときに、それがわかっていて、超えたら20万ということは一言も書かないでこういうものを出していくということは、国家公務員法違反の片棒を担いだことにならないでしょうね。その点を心配しているんです。

それから、支払いの方法についてはきちんとしていますね。源泉してちゃんとお支払いなさっている。だから、そういう意味の点については何の問題ないと思います。これはもう、私も見せていただいて安心しました。ただ、今の額の問題なんです。その点いかがでしょうか。

委員長

助役。

助 役

大学の方に藤堂先生の厚岸町の医療技術アドバイザーとしての顧問をお願いしている際の条件、これには、先ほど室崎委員の方から説明していただいたとおり月1回1時間程度について10万円をお支払いするという内容で記述がございます。実態として1時間を超えたやりとりがなされてきたということで20万円をお支払いしてきたという内容でございます。

事務長の方からも答弁がありましたとおり、その指導実態がないにもかかわらず単なる、どこかの新聞でありましたやみ手当みtain内容のものではないというふうに認識をしておりますし、それから、意図的に20万円をずっとお支払いをしてきたというふうにも考えてございません。

これらの兼業届にかかわる藤堂教授の大学に対する届け出が実際我々は今の段階では報道を通じてしか確認をいたしておりません。これらの関係につきましては、先ほども申し上げましたとおり、北海道あるいは大学の内部で現在調査を進められているようでございますので、その法的な判断等はそちらの方にゆだねたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

私の危惧を否定できないということですね、今の答弁は。大変ですね。国家公務員法違反の片棒担いだ厚岸町だと言われる可能性もないとは言えないということですね、今の答弁は。大変な問題ですね。

それで、これ、助役ね、あなたが調べる立場になったとしたらどうでしょう。契約内容は口頭です。書いたものは1つありません。一応それを前提にして聞きま

す。毎月何ぼの何程度の超えて来ていたんですか。来ていたんです。それを示すものはありません。これで、ああそうですか、なるほどと納得しますか。ないんですよ。

アリバイという言葉がありますね。あれは時間とこの行動、あるいは場所、そういうものとの結びつきで言っていることだけれども、今回の場合はそれとはちょっと違うんだけど、私の言っていることが正しいんですということを主張する側は立証しなきゃならないんですよ。それが何も無い。そんな事務の取り扱いをやっているんですよ。口頭契約でこれを基準にする、超えたら20万にするというのなら、支出20万するためには、必ず超えていますという証拠をつくっておかなきゃならないでしょう。それが何も無い。そして、正当でした正当でしたと言っているのが今の答弁の総括ですよ。そういうずさんな事務処理は許されませんよね。それをしてきたんですよ。

それは、大変言葉がきつくて悪いけれども、やっている担当者の苦労をわかりながら、あえて言わせてもらいます。泣いて馬鹿を切るというような言葉も昔あったようですが、私はそんな偉い人じゃありませんけれども、そういう心境で言います。結局、理不尽な請求に対して、何とかしなきゃならないというものに事務がすっかり甘えてしまっていたんじゃないのかという指摘をせざるを得ないんです。

それで、次にいきます。

9月13日の北海道新聞を見ますと、道自治体は大学医局への公金支出について、8町村は中止したと、それから、ぜひ検討するというようなことを言っていると。13市町は支払うと言っている。必要経費だという言い方は根強く残ると、こういう見出しが出ているんですね。その記事の最後のところ、ずっと下まで垂れ下がるような記事なんです。そこで、北大第一外科の藤堂省教授に対し、毎月10万円の診療アドバイザー料を払い続ける釧路管内厚岸町の町立病院事務長は、契約は来年3月まであり、正当な支出だと言う。医療は一般行政と違い専門性がある。今後も対価を支払ってでも地域医療を確保すると断言したと、こういう記事になっています。100万人といえども我行かん、何としても払い続けますと宣言したと新聞記事には書いているんですよ。本当に言ったのかどうかはわかりません。新聞記事というのは時々言わないことを書いたりすることがありますからね。

それで、これを読んだ町民の中から、これだけ問題出て、厚岸、厚岸と書かれて

いるときに、随分とまた胸張って断言したものだのと、こういう言い方を私のところにも言ってくるんですわ。これについて、真相はどうだったのか、きちんと説明をしてください。そして、この新聞記事どおりならば、そのとおりに言っていたければいいし、これに誤謬があるというのであるならば、こういう席でちゃんと言ってください。

委員長

病院事務長。

病院
事務長

お答えを申し上げます。

今、いろいろな議論が、ご指摘もいただきましたが、3月までの口頭契約が成立している、そういう意味では、双方がどちらかが異議を申し出ない限り、これはやらなければならないんだらうなという考えでありました。

同時に、これは何ととっても地域医療を守らなければならない、そのための私は最少の経費で最大の効果を上げるためのものだというふうに認識しておりましたし、後段の記事につきましては、今、委員さんからもありましたように、町の中では町立病院が要らないのではないのか、診療所でもいいんでないか、そういう記事も実は、機関紙が病院にもまかれていました。大変な思いで見させていただきました。

私は、この4月から担当させていただいて、いろいろ患者さんと会わせていただきました。以前まで釧路に通って親の面倒を見なければならなかった、大変な思いをしていた、ようやく今回退院できて町立病院に入院することができました、本当に助かりました。こういう声を幾つも聞きました。それだけに、私は冒頭申し上げましたように最少の経費で、しかもそれは公平で透明感があって、議会の皆さん方にも、あるいは町民の皆さん方にも理解をいただいて、地域医療確保するという視点に立って、何としてもこの病院を守らなければならない。

今、議論をいただいておりますのは、あと何としても小児科医と整形を呼んでほしい。それよりもなお、その上に立って、信頼される病院をつくってほしいという声も聞かされております。その上に立って、私は最低限の経費で何としてもこの地域医療を守っていかなければならないという考え方から、ああいうふうにコメントさせていただいたわけであります。そういうことについてご理解をいただきたいというふうに思っています。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

あなたの熱き思いはわかりました。これからはいい病院になるのだらうなと期待し

ていますよ。

その上で申し上げますが、今の言い方を聞いていると、やっぱりこのお金は医師の確保のための費用ですね。そういうふう聞こえるんですよ。診療アドバイザーという名目で、月に、ことしからは10万にしたんですか、去年度までは20万だったけれども、今年度からは10万にしたわけですね。それで、それを最低限の経費として、やはり医師の確保のためには必要なんだと。この病院を何としても、今あった地域の皆さんのそういう切実な声にやるためにはこれは仕方がないと、そういうふうにも聞こえるんですよ。でも、それは、私は否定しません。本音だと思います。そういう切なさの中で業務を行っているということはよくわかっています。

それで、この問題についてはそのぐらいいいたします。声涙ともに下るご答弁をいただきましたので、この点に関してはそのぐらいいいたします。

あともう1点、それで、そうすると、今後の方針としては、検討するということも出てこないんですか。その点についてはいかがなんでしょう。

委員長
町長

町長。

私からお答えをいたします。

まず、契約問題についていろいろとご指摘をいただきました。その中で、契約書がないということは適切を欠いたと言っても過言じゃないのかなと、私も開設者として、今日そのように思っております。そういうことで、債権債務を文書をもって確認することが必要である、そういう認識に立っております。

今後、そういう方向で事務処理については万全を期してまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

さらにはまた、北大との関係であります。先ほどからいろいろと質問に対して私のお答えをいたしておりますが、病院はこの町でも町民生活に重要な位置を占め、高齢社会を迎えて、町民の生命と健康を守る上で、行政としてもその役割は増大していると考えております。

しかしながら、今日、病院運営も、また医師確保も困難になっている状況の中にもございます。私といたしましても、町民の信頼にこたえるべき最善の努力をさせていただいておるところであります。北大には長年町立病院等に対しまして多大なご貢献をいただいていると理解をいたしておるわけであり。今後とも専門的な指導助言や医師派遣に支援協力をいただきたい、そのようにも考えておるわけで

委員長
1 番

あります。

しかしながら、先ほど助役からお話がありました。顧問料の法的判断も含めて、ただいま国や道や大学が調査中のようであります。その動向を見きわめながら今後の対応を検討してまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1 番、室崎委員。

時間も遅くなってきたので、簡単にやりたいんです。

あと1点だけお聞きします。

今回の問題の基本的な考え方なんですが、今まさに町長おっしゃっていただいたし、事務長もおっしゃっていただいたのでよくわかりましたが、名義貸しとこの問題とが絡んで出てきていますよね。それで、名義貸しをやっている病院の中で、それを利用して自分たちも裏金をつくっていたというようなところがあるんですよ。そういうのを見ますと、今度、町民の中でも、じゃ町立病院どうなんだろうというような目で見られてしまう。二重に大変なんです。

ですから、こういうときには、やはり公金支出についてきちんと情報を出して、そしてきちんと町民の理解を得、協力を得ていくということが大事だと思うんです。そのことによってしかこういう問題の改革はできないというふうに考えています。

それで、いろいろ資料を出していただきまして、非常にまた協力的にいろいろと資料を出していただいたことについては、昨日も冒頭申し上げましたように感謝しております。それで出てきました資料を見ましたら、このお歳暮だとかお中元だとかいろいろ贈っていますよね。その相手方について全部墨塗りがしてある。これは情報公開条例との関係ではどうなんですかということを私は聞きました。

間違わないでくださいよ、だから今全部ここでもって出して全部暴露せいと言っているわけじゃないんですよ。情報公開条例との関係でどうなのかという理論的な話を聞いた。ところが、担当課長は、相手に迷惑がかかるから墨塗りましたという答弁。これは厚岸町がこれだけの情報公開条例を、議会も随分あのときは踏み込んでやりましたよ。そしてつくった、そういうものに関する認識というのは皆無ですね。

それで、先ほどもこの事務、病院事務の話をするときに言ったように、こういう問題は前例になっていくわけですよ。だから、そういう感覚で、そういう解釈で情

報公開条例を私どもは動かしているんですという答弁は、これは次の事案にも適用されるとしか思われないんですよ。

そうすると、あるときから厚岸町の情報公開条例は日本一とも言われました。地方自治の専門家の大学教授にね。それが、あるときから厚岸町情報非公開条例になってしまう。今のような感覚で運用されたのではですね。これはゆるがせにできない問題です。

それで、これをこしらえたときに、厚岸町情報公開条例解釈と運用の手引というのを総務課でつくっている。それで、この厚岸町の場合には、非開示情報の中で、プライバシー型と今言われている形をとっていますね。個人識別型ではないんですよ。個人識別型というのは、何であれ個人がはっきりわかるようなものは全部公開しませんと言っているんです。それに対して、住民の知る権利というものと、それからいわゆる個人の知られたくない権利、プライバシーとは言いませんが、それとのせめぎ合いですから、そこでどこに線を引くかということで、現在、厚岸町初め先端を走っていると言われる情報公開条例はプライバシー型というものをとっています。そこでは、個人の公開されない権利というものをきちんと、いわばできる限り明確化して、それ以外のものは公開しようということなんです。その中に、相手に迷惑がかかれば公開しませんと書いているんですか。

それで、これは議会と理事者の問題として言わせていただきますが、ことしの3月の議会での答弁、これはきのう助役がああやって真摯な態度で陳謝していただいたんで、私それ以上は何も根に持つことでも何でもないから、そういう意味で言うんですからね。それに見ても、それから、今回のあなたの答弁にしても、私が3回目だから、何か言っておけば、もう回数がないからというのが見え見えなんだ。あるいは、その場しのぎの答弁をして、その後新聞に出たり何だりしたから、初めてこっちがわかって聞いたら、いやいやあのときはこうでした、申しわけありませんと言わざるを得ないんです。非常に議会の一般質問に対する答弁が不誠実としか言えない。これは、議会と理事者の関係として、大変、一議会人として、私は問題視せざるを得ないんですよ、町長。このあたりはきちんとあなたも押さえていただきたい。その上でご答弁をいただきたい。

委員長

総務課長。

総務課長

まず、一般質問時におきます室崎委員さんの情報公開に関する答弁におきまして

は、おっしゃられるように条例規定に基づく解釈、判断、こういったような考え方を示さないままでお答え申し上げました。大変不十分な答弁内容であったというふうに深く反省をしておわび申し上げたいと。その上で、改めて答弁をさせていただきたいというふうに存じます。

今回の情報の開示請求がございました。その内容と判断に至った部分についてお答えを申し上げたいというふうに存じます。

室崎委員さんが一般質問でおっしゃられたとおり、厚岸町情報公開条例第7条の第1項では、開示請求のあったときの情報の開示について指定をしております。開示すべき町政情報といたしましては、この7条第1項で第1号から3号まで規定しておりますが、このうち3号の規定の中で、当該個人が公務員または公務員であった者の職務に関する情報であるときは、この当該情報のうち公務員の職、氏名及び職務の内容に係る部分というふうに規定しております。つまり、今言った部分は開示をするんだという意味でございます。

これは、職務遂行に係る情報が含まれている公務員の職及び氏名は、公務員の私人としての行動や私生活に係る事柄ではないと。そのため、通常他人に知られたくないと認められるような情報とは言えず、原則として開示情報とするという趣旨の内容の規定のものでございます。

ご質問にありましたこのたびの情報開示請求の内容につきましては、病院事業会計に係る医療外費用の医療技術員確保対策費に係る人がわかる支出伝票、それから起案書などの関係書類一式、これについてのコピー、写しを求められたものでございます。そういうことでございますけれども、これらの資料の中には、お話にも出ておりましたけれども、中元あるいは歳暮の贈り先の氏名も付されてございました。しかしながら、この中元あるいはお歳暮につきましては、こちらの方から一方的に社会通念上の儀礼行為として贈ったものでございまして、これは私、私人に対する行為であろう。したがって、通常他人に知られたくないものと認められる個人情報になり得るとの判断をさせていただいたところでございます。

この判断のもとで、情報公開条例で開示しない非公開情報として定めている第7条第2項、第1項、こちらの方で規定しているわけでございますけれども、特定の個人が識別される情報で、通常他人に知られたくないと認めるもの、これに該当するものとして、この贈り先の氏名などを記している部分を塗りつぶした上で、一部

非公開とさせていただいたものでございます。

なお、藤堂教授に対します顧問料、これにつきましては、今までにも話題になっておりますけれども、大学の承認を得ているということから公知の事実になっているものとして氏名もそのまま開示をさせていただいております。

そのような経過の中で開示の決定をさせて通知をさせていただいたというようなことでございますけれども、なお、この情報開示の請求者に対しまして、事前にこの個人名の非公開についての連絡も行っておりまして、それでよろしいというような事前了解も得た上で、先ほど申しましたように一部非公開とする開示決定を行っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

わかりました。

それで、きょう遅くなったので、予算の方でこの情報公開条例の解釈についてやらせていただきたいと思いますと思うんですが、そうでないと、まだこれは相当続くようですから、そのような解釈が成り立つかどうかという点に大変私は疑義がありますが、あなたの方の解釈の根拠はわかりましたので、それで一たんここで、これは今のこの問題とは、本論ではありませんから、ちょっと一たん置きまして、もう6時になってきていますから、皆さんもお疲れでしょうし、きょうはこれでやめて、この後の予算の中の一般管理費でもう一度聞かせていただきたいと思います。

そういうことで、今、一たんこれで私の質問はやめます。

委員長、どうもありがとうございました。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり認定すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された2件の審査は全部終了いたしました。

よって、企業会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻 17時53分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年9月17日

平成14年度企業会計決算審査特別委員会

委員長